

## 別添【最低制限価格の算定方法】

### 建設工事

入札書比較価格の算出の基礎となった次の①から④の方法により算出した額（1円未満切捨て）の合計額です。

- ①直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

※合計額が入札書比較価格の100分の75に満たない場合は100分の75の額を、100分の92を超える場合は100分の92を最低制限価格とする。

(端数処理方法)

- ・ 建築工事以外の工事 1万円未満切捨て
- ・ 建築工事
  - 設計金額1,000万円未満 1万円未満切捨て
  - 設計金額1,000万円以上 10万円未満切捨て

### 建設コンサルタント等の業務

入札書比較価格の算出の基礎となった費目の額ごとにそれぞれ算出した額（1円未満切捨て）の合計額です。

(1) 測量業務

- ①直接測量費の額に100分の100を乗じて得た額
- ②測量調査費の額に100分の100を乗じて得た額
- ③諸経費の額に100分の48を乗じて得た額

※合計額が入札書比較価格の100分の60に満たない場合は100分の60の額を、100分の82を超える場合は100分の82を最低制限価格とする。

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ①直接人件費の額に100分の100を乗じて得た額
- ②特別経費の額に100分の100を乗じて得た額
- ③技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額
- ④諸経費の額に100分の60を乗じて得た額

※合計額が入札書比較価格の100分の60に満たない場合は100分の60の額を、100

分の80を超える場合は100分の80を最低制限価格とする。

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ①直接人件費の額に100分の100を乗じて得た額
- ②直接経費の額に100分の100を乗じて得た額
- ③その他原価の額に100分の90を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に100分の48を乗じて得た額

※合計額が入札書比較価格の100分の60に満たない場合は100分の60の額を、100分の80を超える場合は100分の80を最低制限価格とする。

(4) 地質調査業務

- ①直接調査費の額に100分の100を乗じて得た額
- ②間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額
- ③解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額
- ④諸経費の額に100分の48を乗じて得た額

※合計額が入札書比較価格の3分の2に満たない場合は3分の2の額を、100分の85を超える場合は100分の85を最低制限価格とする。

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ①直接人件費の額に100分の100を乗じて得た額
- ②直接経費の額に100分の100を乗じて得た額
- ③その他原価の額に100分の90を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に100分の45を乗じて得た額

※合計額が予定価格の100分の60に満たない場合は100分の60の額を、100分の80を超える場合は100分の80を最低制限価格とする。

(端数処理方法)

- ・建設コンサルタント業務 1万円未満切捨て
- ・建築コンサルタント業務
  - 設計金額 100万円未満 1千円未満切捨て
  - 設計金額 100万円以上 1,000万円未満 1万円未満切捨て
  - 設計金額 1,000万円以上 10万円未満切捨て